

2019 年 3 月 15 日

「LT会」会報第 19-4 号（総 190 号）

上海 LT コンサルティンググループ

「中華人民共和国外商投資法」の概要と展望

2019 年 3 月 15 日午前 9 時 5 分、第 13 回全国人民代表大会第二次の会議において、「中華人民共和国外商投資法」（草案）（以下「外商投資法」と略称）が審議され可決された。同法はこれまでの“外資三法”¹に代わり、外商投資に関する基本的法律となつて、2020 年 1 月 1 日より実施される。同法は投資の促進、保護、管理等の面における新しい指針を提示したものであり、多くの点で普遍的な注目を集めている。

ここでその概要について解説しよう。

一、基本的内容

（一）外商投資の促進

1. 法律法規に別途定めがある場合を除き、国が企業の発展を支持する諸政策は、外商投資企業にも同様に適用する。
2. 外商投資企業の標準化事業への参与を明確にする。

（二）外商投資の保護

1. “外資三法”における“外資企業から徴収しない”という原則を継続する。
2. 知的財産権の保護を明確に規定する。
3. 政府の政策制定について、外国投資者、外商投資企業と契約を交わして制限規定を取り決め、外国投資者、外商投資企業保護の原則を明確化する。

（三）外商投資の管理

1. 外資参入ネガティブリスト制度を定め、外商投資参入ネガティブリスト以外の分野を明確化し、内外資一致の原則に従って管理を実施する。
2. 政府内部の情報交流制度を明確化し、企業の負担を軽減する。
3. 外商投資情報報告制度を定め、情報報告の範囲を制限し、企業の負担を軽減する。
4. 外商投資安全審査制度を定める。

二、注意事項

- （一）投資の形態は外商投資企業の設立だけに限らず、その他の投資方法でも可能だが、その具体的形態は明らかでない。

¹ 「中華人民共和国中外合資経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」及び「中華人民共和国中外合作経営企業法」（以下“外資三法”という）

- (二) 本法の施行と同時に“外資三法”は廃止されるが、“外資三法”の単純な統合ではなく、基本的に“外資三法”の枠組みを覆すもので、法律面から外国投資、外商投資企業を原則的に規定するものである。また、同法は近年の行政認可改革によって打ち出された一連の政策（外商投資参入、情報公開、安全審査、技術譲渡等）の仕上げでもある。
- (三) 香港マカオ台湾への投資に「外商投資法」を適用するかは定められていない。これは、香港マカオ台湾は中国に属するという基本的立場からのことであり、後続の政策規定に余地を残したものである。これまでの経験と関係者の発言から判断すると、香港マカオ台湾投資については「外商投資法」を参考にしながら規制していく可能性が大きいと思われる。
- (四) 現行の外資企業の組織形態等に関しては、これから相応の定義と補助的政策が出され、徐々に移行していくと見込まれる。
- (五) 既存の外資の特定の分野の管理規定は全面的に改定、規範化、統一されるだろう。

改革開放 40 周年、中米経済貿易摩擦と交渉の継続等、大きな節目の下、「外商投資法」の現段階における立法の重点は、更なる対外開放に一層注目し、外商投資の参入前国民待遇に加え、ネガティブリスト管理制度、内外資の公平な競争制度環境等、基本的かつ比較的喫緊の課題に対応している。

現在の内容は主に今後の立法の進捗のために大枠を定めたものであり、今後出てくる細則によって多くの箇所がより明確にされるであろう。この点に引き続き注視していきたい。

以上